

消費者・消費者団体による、
消費者のための、
新しい制度がはじまります。
平成19年6月7日、スタート。



適格消費者団体 (内閣総理大臣認定)



消費者被害を未然に防止、拡大を防止するために。

消費者団体訴訟制度

適格消費者団体が、

消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対して
差止請求ができるようになります。

